

第5回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成18年1月20日（金）
午後2時～4時
文部科学省ビル 10F3会議室

〔出席者〕

（委員）阿刀田分科会長，前田主査，林副主査，阿辻，岩淵，甲斐，金武，松岡，
松村各委員（計9名）
（文部科学省・文化庁）平林国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第4回国語分科会漢字小委員会・議事録（案）
- 2 固有名詞（地名表記を中心として）と国語施策との関係について
別紙1 『国語審議会報告書』（文部省，昭和29年）からの抜粋
別紙2 市町村合併等に伴う新名称について
別紙3 『国語審議会報告書 5』（文部省，昭和37年）からの抜粋
別紙4 当用漢字表審議報告（『国語審議会報告書』（文部省，昭和29年））
別紙5 『国語審議会報告書 11』（文化庁，昭和50年）からの抜粋
- 3 『現代雑誌の漢字調査（頻度表）』（平成17年10月 独立行政法人国立国語研究所）
『『現代雑誌の語彙調査』に基づく 漢字音訓一覧表』（平成17年11月 独立行政法人
国立国語研究所） 付：説明資料

〔参考資料〕

- これまでの漢字政策について（付：人名用漢字・J I S 漢字）

〔参考配布〕

- 1 『「名前」の漢字学』（阿辻哲次 青春新書，平成17年9月）
- 2 『人名用漢字の戦後史』（円満字二郎 岩波新書，平成17年7月）

〔経過概要〕

- 1 事務局から，配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録（案）を確認した。
- 3 独立行政法人国立国語研究所（相澤研究開発部門長，小椋研究員）から，説明資料に基づいて配布資料3の説明が行われた。その後，説明に対する質疑応答が行われた。
- 4 事務局から配布資料2についての説明が行われた。説明に対する質疑応答の後，配布資料2（付：別紙資料）に基づいて意見交換を行った。
- 5 次回国語分科会総会は，予定どおり1月30日（月）の午前10時から12時まで東京會館「ゴールドルーム」で開催することが確認された。また，事務局から，今期の国語分科会委員の任期が本年の2月4日までであり，翌日の2月5日から始まる来期においても，引き続き委員を継続していただきたい旨のお願いがあった。
- 6 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

最初に配布資料3の説明をお願いいたします。現代雑誌の漢字調査を国立国語研究所でしていただきました。40～50年前に「現代雑誌九十種の用語用字」の調査、それから「現代新聞の漢字」の調査などまとめられておりますが、それ以来非常に年月もたってしまっています。また、表外漢字の字体につきましては、印刷方面の字体などを詳細に調査して順位を付けたものがございました。この常用漢字に関する討議に当りましては語としての漢字の使い方、それから音訓なども当然問題になってくるということでございまして、新しい資料に基づいた検討が必要かと思えます。そういう点で、今回の漢字調査が今後利用していく資料ということで重要なものとなりますので、初めに国立国語研究所の担当者の方から説明していただきます。いずれ具体的な検討に入りましたときにはこういったものに基づいて検討することになりますので、前もってこういうふうなものだということを、簡単に御説明いただくというのが今日の目的でございます。

○相澤研究開発部門長

(配布資料3についての概要説明。)

○小椋研究員

(配布資料3について、「付：説明資料」を用いて説明。)

○前田主査

計量的な御報告でちょっと分かりにくいところがあるかと思えますけれども、ただ今の御説明につきまして遠慮なく御質問をしていただければと思います。

○林副主査

何点か教えていただきたいんですが、まず、今の御説明の中で「頻度10」というのが一つの境目で、10以下になると信頼度が低くなるというような判断をされておられますけれども、この「10」というのは、どういうふうにして出てくる数字なのでしょう。お話の中からの推測で申しますと、現代雑誌九十種調査との比較で大体10ぐらいがそういう境目になるというふうに解釈されたのかなと思いましたが、何かそれ以外の統計的な意味合いがございましょうか。

○小椋研究員

これにつきましては、現時点におきまして試算を行いまして、その結果大体この頻度10ぐらいのところになるという、一応もう一人別の担当者にも聞きました。それから、雑誌九十種調査であるとか、過去の語彙調査などの規模等も勘案した結果、やはりこの辺りで線を引いておくのが妥当であろうという、そういったことで、この「10」というところに至っているところです。

○林副主査

統計的な意味というよりは過去のいろんな調査と比較した、その総合解釈でという、そういうことですか。

○小椋研究員

統計的なところも踏まえつつ、過去の調査の規模も勘案した結果、そういう今の結果が出ているというところでございます。一応95%の信頼度を持って、この頻度10というところが扱えるだろうというふうには考えているところでございます。

○林副主査

ちょっとそれに関連してですけれども、これは非常に貴重な調査で、もう国語研究所をおいてこんなデータを見せていただけたところがないものですから、かねがねこれを含めて使わせていただいたりしているんですけれども、特に今回の調査を見ますと、既に過去に雑誌の調査、九十種の調査もございまして、新聞の調査もありますので、そういう大型の調査の結果を比較してですね、それで、何かそこから特に漢字政策の上でどんな重要な点が出てくるのか、そんなことについて研究をしたりしておられるということがありますでしょうか。あるいは「ある」といたしましたら、何かそんなところで、後々サジェスションを頂ける可能性があるかどうかというのが、もう一つです。

それからついでに申しますと、今こういう審議会のやっていることの中で、いずれそういう基礎的な調査を踏まえて、きちっとした判断をせざるを得ないと思うんですけれども、こういう雑誌とか新聞以外に基礎的調査としてはどんなものが必要かというふうなことでお考えがあったら、これも、こういう時点ですからごく簡単に教えていただければと思います。

○小椋研究員

まず、最初の過去の調査との比較ということでございますが、語彙調査につきましては現在「頻度1」までのデータを整備しているところでございます。また漢字調査につきましても、この「200万字言語調査」自体のデータの分析というのに今着手しているところでございます。したがって、雑誌九十種調査等との比較、あるいは過去の他の語彙調査、文字調査との比較というのは、まだ行っていない段階でございます。今後、そういった比較を行っていくことも考えておりますので、漢字小委員会での御審議の流れに合わせながら、そういった分析結果等を適宜報告していくということも考えていく必要があるというふうに思っております。

○相澤研究開発部門長

後の方の御質問ですが、国語研究所の今までの調査というのは漢字なら漢字、語彙なら語彙というふうに絞って、しかも雑誌とか新聞とか分けてやってきました。ですから、ほかに融通がなかなか利かないんです。ちょっとその辺りが不便だったわけで、つまり汎用のデータになっていないのです。それがいろんな技術が進歩しまして汎用のデータを作ることが可能な状況になってきておりますので、実は平成18年度からの5年間で、大規模なそういう汎用データベースというものを構築する計画を立てて、準備をしているところなんです。ですから、そこでは雑誌のほかに新聞、書籍なども含めて扱いますので、より広い範囲の実態把握ができるのではないかとこのように思いますので、あと3年あるいは4年ぐらいあれば……実際に、安心して使えるような状態になるのはその時期なので、ちょっとタイミングとしては遅いかなという気はしますが、現在そういうものを作ろうとしております。

○前田主査

こういう大規模の調査は時間が掛かりますから、必ずしもこちらで希望するものがそろうとは限らないのでしょう。しかし、必要があれば、こういうようなことを知りたいという御意見を今のような調査の方法ということを頭において、お出しただければ、御期待に沿えるかどうかはともかく、場合によっては検討することができるということは言えるかと思うんです。

○甲斐委員

水色の冊子、例えば202ページを開いていただくと、順位が2382というのがあって、常用漢字はこのところにずらっと並んでいるんですが、その頻度は、5というところですよ。この頻度5というところは先ほどのところで言うと、頻度10以上の2,000ちょっとのところまで使えるんだけれども、頻度5になるともうデータとしては大分危ないんじゃないかということです。そうすると我々が、今、常用漢字で、例えば字数をほぼ同じぐらいにしてどれだけ差し替えするかとかいうようなときに、一番欲しいデータというのがこの頻度5以上ぐらいだと思うんですけれども、頻度5から9というところはそういう点で余り使いものにならないということなんですかね。このところが一番、この漢字小委員会では大切なところになると私は思うんだけれども…。

○小椋研究員

信頼度95%というぐらいのところを考えると、やはり頻度10以上というところではないかというふうに考えておりますので、基本的に参考として見ていただくにとどめるというのが、やはり一番慎重なことではないかというふうに考えております。どうしてもサンプリング調査でございますので、そういった限界ということが出てくるということでございます。

○前田主査

信頼度は下がるけれども、でも参考にすることはできると。だから、そのことを頭に置かなければいけない。

○甲斐委員

参考として、これを活用するしかないというのは、以前に「表外漢字字体表」の審議のときの調査資料もありますから、あれとこれとを両方見比べるというようなことなんですかね。

○阿辻委員

その水色の冊子の使い方をお尋ねしながら伺いたいんです。水色の冊子の索引の310ページ、一番右の側に「手偏の部」がずっと出ておりまして、さっきから「拉致事件」の「拉」という字を探しているんですが、この索引には出てこないんですね。これは恐らく、調査対象が平成6年に刊行された雑誌70種を使っていらっしゃるので、まだ、その拉致事件というのが雑誌に載るようなことではなかったのだと思うんです。この索引に出てこない漢字というのは、この雑誌の中には一回も使われていないと考えたらいいのでしょうか。

○小椋研究員

こちらの本表の方の検索の便のためにこの索引というのは作っておりますので、ここにはない漢字というのは今回の「雑誌200万字言語調査」では出現しなかった漢字ということになります。

○阿辻委員

一つは、平成6年という調査の時点の問題に起因するのだらうと思うんですが、12年たつんですか、その間の比較的最近に急激に話題になった事柄にまつわる文字というのは、このデータからは浮かんでこないわけですね。それで、頻度数1とか2とかとかいう非常に少ない頻度数をそれに基づいて判断はするなという注意事項はおっしゃるとおり非常に有益な御指摘だと思うんですが、出てこないものをすくい上げるのは一体どういうフィルターを使っていけばいいのか。それは今おっしゃった「表外漢字字体表」を作ったときのデータとか、そういうものとすり合わせていくという必要が起こるのかなという気がするんですが…。

○小椋研究員

やはりそういったほかの調査等と併せて御覧いただくということになるのではないかなというふうに考えています。その辺りのところはまた御判断いただければというふうに考えています。今回は、平成6年刊行のものを取り上げましたので、やはりそういった時代的な、今から12年前ということの問題もございますので、どうしてもそういうところではすくい上げられない漢字というものが出てくるということは、ちょっとやむを得ないかなというふうに考えております。

○阿辻委員

テンポラリー（temporary）なレベルで考えると、やっぱり使われる文字って違ってくることがあるんでしょうから、その辺りのところを絶えずにらみながらということになるんでしょうね。

○前田主査

基本的な部分はこれで押さえられるとしても、それを補うためにはどういう調査資料を必要とするかということは、これまた考えなければいけない問題ですね。

○阿辻委員

頻度数10以上の文字については、もうほとんどいいだらうと思うんですが、少ないものについては平成6年だから少ないので、現在だったら多いという可能性もやっぱり考える必要があるのではないかなと思いますけれどもね。

○前田主査

それでは、この資料については、一つ一つの漢字の検討と併せて、またその扱い方については十分に注意をしていく必要がありますので、その段階になりましたら改めて補足を御説明していただくようなことが必要になるかと思います。取りあえず今日の説明はここで打ち切らせていただきます。

それでは、その次のことですが、今まで J I S 漢字のこと、そして固有名詞の漢字の問題に入りまして、前回は人名用漢字のことを事務局から説明していただいたわけですが、それと共にこの地名の方も固有名詞としては大きな問題であるというふうなことがございました。ということで、事務局に配布資料 2 の説明をお願いすることにしたいと思います。

○氏原主任国語調査官

（「配布資料 2（付：別紙資料 1～5）」についての説明）

○前田主査

今、御説明いただいた配布資料 2 を見ると、何か大変な問題に突っ込もうとしているような感じがいたしますが、これまでも国語施策として、固有名詞のことをいつでも取り上げようと思いながら、最終的な結論としては、明確な形で出すことができなかったというふうな感じでございますね。これまでの経過については特に質疑は必要ないかと思いますが、もし何かありましたら議論の中で出していただければと思います。

それでは、配布資料 2 に基づいて前回に引き続きまして漢字政策の在り方について、特に固有名詞、地名表記の問題を中心に自由な意見交換を行いたいと思います。

○阿辻委員

質問と言いますか、配布資料 2、今御説明をいただきましたものの 1 ページの（１）と（２）ですが、この日付はこれでよろしいのでしょうか。（２）の日付も（１）と同じ昭和 21 年 6 月 17 日ということなのですが…。

○氏原主任国語調査官

「官庁用語を平易にする標準」が決まったのが昭和 21 年の 6 月 17 日ということです。具体的に申しますと、その（１）の※印のところを見ていただきたいのですが、（１）は『公文用語の手びき』という本から引用したものです。この『公文用語の手びき』は昭和 22 年の 9 月に発行されていますが、この本では昭和 21 年 6 月に出た「官庁用語を平易にする標準」の「二 文字及び記号」の「2」がこのように書かれているわけです。ところが、（２）の方は「標準の同じ部分」がそこにあるように……。

○阿辻委員

文字遣いが違うということですか。

○氏原主任国語調査官

はい。文字遣いが変わったり中身も少し、つまり「当用漢字表」が決まると、「当用漢字表」という文言が入ってきたり、「標準の説明」などもかなり加筆されています。そういう意味で、二つ並べて掲げたわけです。

○阿辻委員

それはそれで分かりました。あと、別紙 2「市町村合併に伴う新名称について」とい

う、これは大変貴重な資料として今後活用させていただけると思うんですが、確認したいことが二つあります。表紙の次のページには「市町村合併等に伴う新名称の表記」、その3行3列目と言いますか、そこにまず上に「表外漢字使用」135, 23.4%, それとは別にその下に「札幌」の方からずっと下に並んでいるのが、これが現在の市町村名に使われている表外字の一覧表と考えてよろしいんですか。

○氏原主任国語調査官

これで全部というのではなくて、市町村合併等の動きのあった「586市町村」の中で表外漢字が使われているのは、こういうものですよという限定された一覧表です。

○阿辻委員

じゃあ、市町村合併等がなかったものに使われている表外字は、ここには出てこないということですか。

○氏原主任国語調査官

はい、出てきません。

○阿辻委員

鹿児島県で先ほど調べていたのですが、一番最後のページ、沖縄県があるすぐ上のところに、この前も挙げさせていただきました鹿児島県の^{えい}穎娃町^{いぶすき}が出てくるのです。揖宿郡穎娃町、これは「未定」なんですね。2007年の10月12日にどうも新しい名称が決まるみたいで、そうすると、その段階においてどのような漢字が使われるかは、その段階になってみないと分からないということですか。

○氏原主任国語調査官

はい、そうなります。この別紙2は、先ほど申し上げましたように市町村合併情報、平成18年1月10日現在の市町村合併情報をそのまま忠実にまとめたものです。

○阿辻委員

都道府県名で使われている表外字が11文字でしたか、それを取り込むということは割と簡単ですが、その以外の市町村名の表外字ということも考慮の対象とするためには、この未定のものも視野に含まなければいけないということになるわけですか。

○氏原主任国語調査官

どうなのでしょう、その辺は委員の先生方がお決めになるわけですが、今、阿辻委員に挙げていただいた例で言いますと、2007年ですから、まだ1年…しかも10月だと約2年ぐらい先ですよ。ですから、それだと多分この審議に間に合うのかどうかという問題も起こってくると思いますので、その段階で分かっているものということになるのだと思います。

○甲斐委員

私もやはり阿辻委員と同じところですが、別紙2の表紙をめくったところなんですが、ここに「表外漢字使用」と「ひらがな使用」というのがあります。私はこうい

うように理解しておったのですけれども、表外漢字使用というのは、例えば「燕^{つばめ}」という字があるんですけれども、これはもうもともと合併するところに「燕市」というのがあった、だから、新名称のときも「燕」をそのまま使ったというようなことでこれは許された。ところが、「さいたま市」というのは、その「埼」という漢字が常用漢字にないから、新しく用いるわけに行かなかったから平仮名にしたと。仮に今の私の理解が正しいとすると、今の審議会で個々のところで、いろいろやっていいですよと言うと、平仮名を使用したところがパニックに陥るのではないかというようなことを感じるんですよ。それから表外漢字使用をあえて採ったところでも、いや、実は自分たちは別の表外漢字の地名を使いたかったのだが、やむを得ず例えば合併するところにある漢字を使わざるを得なかったんだとかいうようなことになるのではないかと、そういう問題が出てくるのではないかということでもあります。

○氏原主任国語調査官

「さいたま市」の場合は、当時の、大宮市、浦和市、与野市の3市が合併して「さいたま市」になるわけですが、あれは別に「埼玉」の「埼」が表外漢字で使えないからということではなくて、市民からの投票結果などいろいろ検討した結果それが一番いいだろうということで付けられたものです。最近でも例えば表外漢字を使った、何回か前の小委員会で金武委員からお話が出ましたけれども、奈良県の「葛城市」などというのはそうです。表外漢字の「葛」を使っています。ですから、表外漢字だから、市の名称に使ってはいけないということではなくて、表外漢字であってもそこで決めれば使うことはできると思います。

○甲斐委員

できるということですか。

○氏原主任国語調査官

はい、できると思います。

○林副主査

地名ですけれども、特に市町村名を管轄しているのはどの省ですか。こういう書き方でよろしいとかよろしくないとかいうふうなことを決めているのは。

○氏原主任国語調査官

基本的には、その当該の市町村で名称を決めることができますので、その管轄は前の自治省、現在は総務省ですね、そこでやっています。けれども、行政地名の場合、飽くまで決める主体はその町なり市なりです。

○林副主査

実は、こういう事例があります。「鹿島」という市町村名は全国に三つありまして、その一つは佐賀県ですね。あそこが市としては一番早く、鹿島市となったんですね。ところが、別紙2にありますように合併で茨城の鹿島町がやはり市にしたいということで、もともとあそこは「鹿島」と書いてありましたから、そのまま市を付けて「鹿島市」としたいと言ったらだめだった、九州に全く同じ名前があるということからです。市でな

くて町だったらよかったのです。同じ漢字を使っていて「鹿島」という町が、現在は福島県にもう一つあるんですが…。それで、その時にすったもんだした挙げ句どう落ち着いたかという、鹿島はやはり漢字を使いたいわけで「鹿嶋市」としたんです。

それで、これは人名も地名もそうなのですが、小さいころは漢字が書けないものだから自分の名前は平仮名で書いていますけれども、漢字で書けるようになりますと、これは固有名詞というのは正にその字で書くというのが地名でも人名でも基本なんですね。花子さんというのは、漢字で「花子」と書いても、平仮名で「はなこ」と書いても、「子」だけは漢字にして「はな子」でも、「花」のところだけ片仮名にして「ハナ子」でも、とにかく「花子」さんならいいというわけにはいかないですね。結局、鹿島というのは「鹿（シカ）」・「島（シマ）」と使っていたからやっぱりそれにこだわって、挙げ句どうなったかという、「島」という字を「山鳥（やまどり）」の「嶋」にしてそれで落ち着いた。ところが、「山鳥（やまどり）」の字を認めるか認めないかで散々すったもんだして時間が掛かった、非常に特殊な字ですから。

それで何が言えるかということなんですけれども、どうも地名を新しく決めるときにはこの範囲でというふうな、はっきりとした標準がなかったのではないかな。この範囲が望ましいというふうな何となくそういう共通理解は、常用漢字の範囲内とか、あったかもしれないけれども、どうも地名というのはそういうはっきりした標準というふうなものがなかったのではないかな。何ゆえに、そういうものが人名用漢字のように国民の全体的な問題として出てこなかったかという、これは私の想像ですけれども、まず市町村名なんかはそうですが、地名の場合は付ける人が個人ではなくて、募集などはしても原案を作るのは行政であるということです。それを認可するのがどこか分かりませんが、それもお役所である。お役所相互でやっちゃうものですから、一般の人たちに、言ってみれば命名をするというふうな、そういうチャンスというか、権限というものがない。そこで、常用漢字とか人名用漢字とはちょっと違って、そこの辺りがはっきりした標準を作らないまま、これまで使っていたような文字を基本にしてやってきているのではないかと思います。

これからですけれども、やはり我々が新しいこういう時代を迎えて、将来の日本語の書き方を考えていくときにはそういう標準が決められるかどうかは別にして、理念としてはやはり常用漢字も人名用漢字も地名の漢字もこういう考え方でやっていく方がいいのではないかとといったような、こういう考え方でという中身はこれからの問題ですけれども、理念をしっかりと我々としては作って、それを踏まえて、その中で地名の漢字についてもやはり一つの見解と言いますか、そういうふうなものを示せるようにしていった方がいいのではないかな。少なくとも今までは私の見るところ、お役所同士で決まってきたというふうな経緯もあって、国民的な問題に余りなかってこなかった。しかし、そのところは問題としては人名なんかと共通したものがあるわけで、その辺りはしっかりした考え方を何とか作る必要があるのではないかと、そう感じています。

○前田主査

地名については範囲の問題もあります。ここでは合併に当たってどういう地名にするか、新しく名前をどう付けるというふうな点が話題になっておりますが、例えば、ある県名については入れるとか、それから各市町村の名前を入れるとか、それから今度は既にある地名をどうするかというふうなことがいろいろと出てくるわけですね。

○阿刀田分科会長

今「鹿島」の問題でびっくりしたんですけれども、住民の人たちに聞いたらいろんな意見があると思うんです。市は「鹿嶋市」になったけれども鹿島神宮はどうするんだ、鹿島アントラーズはどうするんだと、あれもまだ両方とも古いまま（鹿島）ですよ。それで、市のことを書くときだけが「山鳥（やまどり）」の「嶋」にしなくてはならなくて、当然、市の出張所などは、「山鳥（やまどり）」の「嶋」なんだろうけれども、今まであの「島」の字を使っていたところが圧倒的に多かったわけで、市民たちはものすごい混乱を起しているのではないかと思います。今、鹿島アントラーズの話が出てこなかったら忘れていましたけれども、それは住んでいる人やかわりのある人たちにとっては、ものすごく影響のあることです。例えば、何か公文書を作ろうとしたときに相手の「鹿島」の「島」が何であるかを一々調べないとだめなわけですよ。

小説などを書いているときには、オフィシャルの名前はそのとおりにきちっと書くということがルールですから、同じ小説の中に「鹿島」と「鹿嶋」と二通り出てくるわけですよ。書いたやつ、ばかなんじゃないかと思われかねないことが起きてまして、そういう事例が一つありますけれども、やはり予想できないような妙な困惑というのがいろんなところに生じているので、私も結論的には今言ったようにスタンダードとして何か理念を出すことには大賛成ですね。そして、守ってくれるかどうかはともかくとしてスタンダードはこうだということは、この分科会としては出す方向がいいなと、出るのかどうかという問題は難しいですけれども、出したいと思っています。

○松岡委員

文化審議会の文化政策部会で日本文化全体の中で、国語の話が出て、その基本方針を見直すという課題の下に討議が行われているのです。やはり市町村合併という問題で、一番表層的というか現象として出てくるのはその地名、町名の問題です。やっぱり全体の中の構造改革とか、経済効率で小さな自治体は大きくした方が予算が取りやすいとか何かそういうところから出てきたもので、そこに住んでいる人たちの混乱というのは、言わばその割を食ったというところがあると思うんです。

私の基本的な考え方というのは、やっぱり地名というのは歴史であり、文化だということが一つ押さえておかねばいけないところだと思うんですね。ですから、鹿島神宮というのを市名が「山鳥（やまどり）」の「鹿嶋市」になったから変えちゃっていいのかという問題は、やはりそこになぜその神社があって、それが鹿島神宮という名前を付けられたかということが全部つながってきているわけです。だからといって、もう今あるものは全部変えないで残しましょうという、これがまた難しいことになる。でも一方の極には地名というのは歴史であり、文化であるのだからそのままの漢字でやりましょうというのが絶対動かさないポイントとしてあると思います。

もう一つは、要は政治の体制とか方針の変化でもって行政の形態が変わってしまったから、やむを得ず名前も変えなければいけないという状況がある。それから教育や何かの問題で難しかったら覚えられないし、使えないし、だから易しくしましょうという、その中でどこに落とし所を作るかということが、今考えなければいけないことじゃないかと思うんですね。私は個人的には、読み方などは勉強すればいいんだから、どちらかと言えば、地名に込められてきた歴史とか文化というのは、なるべくならば壊さないようにしていくという針の振れ方がいいと思っています。易しさへ、易しさへ、あるいは簡単さへという方向には振れない方がいいのではないかなと考えています。

○金武委員

今、総務省が新しい地名に対してどういう制限というか、自治体に要望しているのか知りませんが、以前から国語的な理念は全くなかったと思うんです。ただ住居表示制度で最初に地名を変えるというときには、当時の、先ほど説明があった国語審議会の仮名書き、当用漢字の方針ということで、できるだけそれに沿うということは、かなり強制的に言われていたような気がするのです。ですから東京の地名でも木挽町（こびきちょう）が東銀座（現在は銀座。）になったりいろいろ昔の地名が消えていますけれども、あれは伝統的なものを残したいと思っても当用漢字ではないということで、当時は自治省でしたか、その意向を受けて、制限漢字は使わないという方向で、ずっとある程度まで来ていた。それが伝統的な地名を残さなくてはいけないとか、当用漢字で漢字を制限するのはどうかというような漢字制限に対する反対意見が強くなってきて、地名についてもできるだけ伝統的な地名を守れというようなことで、金沢市などは一部昔の地名が復活しております。

そういうふうですから現在では、先ほどおっしゃったように「さいたま市」が仮に漢字を付けようとしても、付けるなというようなことはないと思うのです。あれは確かに大宮と浦和と与野の三つが合併したときに、今の「埼玉県」と一緒ではということで多分やったんでしょうけれども、私も平仮名の地名がどんどん多くなるということは、易しいようだけれども文章の中に入ると非常に埋没してしまって読みにくいので、易しい漢字で使える伝統的な地名があれば、それは残すべきだと思うし、この審議会でもその理念を文化的な見地から、これから地名を付ける場合にはこういうふうに付けるのが望ましい、というようなことがまとめれば非常にいいと思います。

その場合に私としては制限するわけではないけれども、同じ漢字であれば字体というものではできるだけ統一したい。つまり先ほどの「葛城市」の「葛」のような字は自治体によって違って来る。「葛」の場合は、北葛城郡と葛城市がもう違っていているわけですから、そういうのは非常に不便ではないかと思うんです。それを統一する場合には、常用漢字であれば常用漢字の字体、そうでなければ今は表外漢字字体表による字体ということにするのがいいわけで、やはり固有名詞だからといって、同じ字種が自治体によって違うというのはおかしいことです。

先ほどの鹿嶋市にしても、元々「山鳥（やまどり）」じゃない「島」なんですから、それをあえて山を付けて…。しかも、あれは常用漢字の異体字であるわけですから余り推奨できる字ではないわけです。その辺り総務省には全く地名に対する文化的な理念というのはないわけですね。ただ区別ができればいいという考え方です。実際問題として府中市の場合、東京と広島に現在ありますよね。だから区別したかったら〇〇県△△市とか、△△市（〇〇県）と括弧して県名を入れればいいことで、絶対に同じ市が重なってはいけないということではないと思うんです。それは別として、そういう何か大まかな地名に対する我々の分科会の考え方がうまくできればいいと思っております。

○岩淵委員

もう皆さんがおっしゃったので言わずもがなですが、町名変更だとか、市町村の合併だとかいうときにはやはり限定した方がいいと思います。恐らく古くからある地名に手を付けたら大変なことになるでしょうし、それこそ袋だたきに遭うかもしれないというような問題だと思います。

ですから、この分科会としては、新たに地名を付けるときにはどうするかというところで止めた方が良いでしょうと思います。また、地名の保存というのは大事なことです。現在、新しく付けた地名を元の地名に復活しようという動きも各地に見られるわけですから、これをぶち壊してまでやるのは行き過ぎではないかと思っています。

○松村委員

都道府県については分からないんですけれども、「さいたま市」のことについては、私もちょっと興味があるところでした。あそこに住んでいたこともあって。あの「さいたま市」については、与野、浦和、大宮という元からの地名を三つ合わせたときにどうするかということで、ああいう形で決まったということについては、割合好意的に受け止めていたんです。

それよりも前回私は欠席していますが、その時に人名用漢字についてお話があったということで、それと絡めてなんですけれども、先ほど松岡委員がおっしゃった「漢字が文化を背負っている」ということについてです。昔からのその漢字、地名を残すということと、教育の場ではどこまで易しく学習しやすいところで落とし所を見付けるかということとでお話がありましたけれども、地名とか歴史や文化を背負った漢字について、どういうふうに迫っていくかということは、漢字の難しさよりも、その漢字文化に親しむ入り口として地名や人名のことも考えられるというふうに思っています。

私は今、目黒に住んでおりますけれども、地名としては「碑（いしぶみ）」という字を含む「碑文谷」という地名や、昔の鷹狩りの名残をとどめた「鷹番（たかばん）」という地名があったり、お寺さんの「油の税金を免れる」というところから出てきた「油免（あぶらめん）」という地名があったりして、こういう地名に触れていくことで漢字の文化に親しませる。これは人名の方も同じで人名として付けられた固有名詞からどういうふうにこの子供が育っていったほしいかという、親の願いとかそういうところにつなげていって漢字を学習させる契機とする。こういうところを少し考えてみたいというふうに思っています。ですから安易な地名でもそうですけれども、固有名詞の人名については、やっぱりこの分科会で、私は何でもありということではなくて、「常用」という一つのフィルターと、「人名としてふさわしい」といったもう一つのフィルター、その二つのフィルターについて、この分科会で多少とも手入れができるような、そんな方向に進んでいけたらいいという願いを持っております。

○甲斐委員

「さいたま」というのが平仮名であるというのは、昔ある人と話をしていて、埼京線があって「埼京線」は固有名詞なんだろうかと、「埼」は漢字で使えるのに何で「さいたま市」は平仮名なんだろうとかいうようなことを思ったことがあるものですから、私、頭の中に思い込んでいるんです。

「葛城」は奈良にもともと北葛城郡があるものだから、「葛城」となるのはごく自然なんですね。それで、総務省に一度、今の市町村合併等に伴う名称における漢字はどういうふうなことをしているのかということをお願いしたい。ここでみんな憶測でしかものを言っていないものだから、正式な回答が欲しいと思います。そして、問題は常用漢字表の扱いとして固有名詞をどうするかということなんですけれども、今までやっぱり過去に例えば少なくとも都道府県に関係する地名は入れるべきだとかというようなことというのは何回かあったんですね、今日説明があったように。ところが、やっ

ぱりやめてきている。だから、そのやめてきているのはどういうことなのかというところを、もうちょっと常用漢字というところから検討していかないといけない。そのためには正確な資料が欲しいということであります。

○阿刀田分科会長

前回申し上げたことで、今、松村委員の御発言で考えたんですが、人名というときに姓と名とはこれは非常に違うと思うんですね。子の名というか下の方、下の方というのは、これは町村合併で新しいのを付けるのと同じように新たに付けるものだと思うんですね。だけど姓の方は従来からあったものであり、歴史的背景もあり、多分これは地名と非常にかかわりがあるだろうと思います。

それで、新たに申し上げたいことは、地名を考えることと姓を考えることとのルールは割と近いところで、極端に言えば、同じルールによって決められたらいいんじゃないか、それに対して、名の方は町村合併と一緒にできるかどうか、そこは難しいのですが、でも比較的それと近いルールで余り幾つにも分けていろんなルールがあるよりは、地名と姓は割と同じルールによって統一した方がいいし、できる部分があるのではないかと。そして、新たに付けるものについては、また別な方針を出すというようなその辺を一つのラインにして考えると、少しまとまりやすいのかな。そう簡単ではないのかなと思うけれども、ちょっと今、松村委員のお話を聞いてそう思いました。

○松村委員

もちろん総務省のやり方に、異議を唱えるというような大それたことは考えていないんですけども、それでも昨今の新しい地名を見ますと、東西南北を付けて区別をするとか、それから、ついこの間の西東京市のように何か西を付けて済ませてしまおうとか、もう本当にその土地の歴史も何も考えていない。多分郵便番号と同じように便利だったらしいというそれが優先しているような感じがあるので、やはり文化であり歴史であるというところは地名に関してはですね、ここできちっと一つ押さえて表明した方がいいんじゃないでしょうか、するべきではないかなというふうに思いますね。カタカナは、「南アルプス市」一つで押さえられていて私は良いと思うんです。

これ一つでもちょっと「えっ」と思うんですけども、一時「南セントレア市」ですか、あれはもう住民たちの大ブーイングでその自治体の担当が引っ込めたという経緯がありますけれども、やはり「No」という権利は各自治体の住民は持っている。しかし、何か積極的に名付けるというのはどこかでやられてしまうという事情がどうもあるようなので、ここだけは押さえておいてくださいねというくらいの提案はしていったらいいんじゃないかと思います。それが地名は文化であり歴史であるという自覚を持って命名に当たってほしいということだと思うのです。

○前田主査

いろいろ御意見をいただきましたけれども、固有名詞の扱い方について何とか基本的な線を出せないかと、これは一致したところだと思います。その上でどういう範囲に限定すればそういうことが可能であるのか、その辺りのところについても個別にはいろいろな考えが出されました。「どういう目的で使うものについては」というふうな言い方もできるかもしれませんし、その辺のところでは何か共通した基本的な考え方というものが出せればと思うんですが、それがこれからの課題だと思います。

いても実行していったらどうだろうかという，そういう理念を踏まえた提言ができればと思うんです。これはさっき阿刀田分科会長おっしゃったような地名だけでなく，人名にも特に姓の方にももちろん共通します。姓の方は新しく姓を作ることはいかかもしれませんけれども，固有名詞に共通した一つの基本的な考え方は示せるのではないか，というふうに感じております。

○前田主査

何かそういう点で基本的な線を出せばいいと思いますが，このことはまだ引き続いてこれから考えていくことになります。